



報道機関 各位

記者発表資料
平成31年3月25日(月)
問い合わせ先：監査課
課長：辻村
担当：田島、金子
電話：829-1793
内線：4712

政務活動費に関する職員措置請求に係る監査結果を公表します

平成31年2月13日に提出された標記職員措置請求について、地方自治法第242条第4項の規定に基づき監査を行い、その監査結果を掲示場にて公表しましたのでお知らせします。

- 1 経過 平成31年2月13日 住民監査請求書の受付
平成31年2月19日 住民監査請求の受理決定
平成31年3月19日 住民監査請求監査結果の決定

2 職員措置請求書の要旨

平成29年度下半期に自由民主党真政さいたま市議団に交付された政務活動費のうち、80万1,790円は、違法に使用されたもので、同市議団に交付された政務活動費80万1,790円をさいたま市に返還するよう、市長は同市議団に要求することを、監査委員が勧告することを求めるものである。

3 監査結果

総合的に判断した結果、監査委員は、次のとおり結論に至った。

本件政務活動費の返還に係る請求人の主張は「使途運用指針」に違反したものであるとはいえず、よって、本請求には理由がないものと判断する。